

評価項目	評点	倍率	配点	評価	コメント
1 業務目的・内容の理解度	-	-	10		
業務目的の理解度	10	1	10		
2 具体的な業務内容に関する提案	-	-	100		
受付・相談～事前相談に関する業務	10	2	20		
審査～伴走支援に関する業務	10	2	20		
令和9年度に向けた企画	10	1	10		
広報	10	1	10		
提案内容の実現性	10	2	20		
実証実験の効果を高める付加価値提案	10	2	20		
3 能力・実施体制・経験に関する評価	-	-	40		
実施体制(従事スタッフの構成・人数等)	10	2	20		
類似業務の受託実績	10	1	10		
スケジュール	10	1	10		
小計	-	-	150		

評価項目(加算項目)	評点	倍率	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	-	-	8	
①ワークライフバランスに関する取組	1	1	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	1	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	1	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている
	1	1	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	1	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)
③健康経営に関する取組	1	1	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
④地域貢献活動に関する取組	1	1	1	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。
⑤脱炭素化に関する取組	1	1	1	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。
市内の中小企業であること	1	5	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	-	-	13	
合計	-	-	163	

## 評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。

評価項目	評価の視点	評点	倍率	配点
1 業務目的・内容の理解度		-	-	10
業務目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的や目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された意欲的な提案内容となっている</li> <li>・業務内容を十分に理解し、求められる成果達成のために有効な業務実施方針が立てられている</li> <li>・横浜市経済局の施策や目的、横浜固有の地域特性や強みなどを理解している</li> </ul>	10	1	10
2 具体的な業務内容・実現性・付加価値に関する提案		-	-	100
受付・相談～事前相談に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等に対して、迅速かつ的確な助言や情報提供ができる。またビジネスプランや技術の習熟度に課題がある場合でも、改善点を示しつつ適切な支援機関への橋渡しを行う仕組みが提案されている</li> <li>・事前相談では、実証計画のブラッシュアップに向けてマッチングやフィールド調整等必要な支援を総合的に実施できる</li> </ul>	10	2	20
審査～伴走支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者の実証実験計画に対して、審査に必要な判断材料を整理できる</li> <li>・伴走支援において、進捗管理・課題抽出・安全管理指導・メンタリング・効果検証・報告書作成等の調整業務を着実に行い、実証が円滑に進むよう継続的な支援を提案している</li> </ul>	10	2	20
令和9年度に向けた企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市を「実証実験都市」として国内外にプレゼンスできるような実証実験の企画が提案できている</li> <li>・戦略的な実証実験の企画が可能な知見、人材等を有している</li> <li>・企画内容に独自性がある</li> </ul>	10	1	10
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報計画が明確で媒体やタイミングが適切である</li> <li>・情報発信の効果が期待できる</li> </ul>	10	1	10
提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容は具体的かつ明瞭で、予算配分が適切であり、その範囲内で実現できる内容となっている</li> <li>・実証フィールドの提案数など、具体的な数値目標が提案が示されている</li> </ul>	10	2	20
実証支援の成果を高める付加価値提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果実施件数の増や、実証実験の質や成果を高めるような工夫が盛り込まれている</li> <li>・実現可能で具体的かつ明確な案を提案している</li> </ul>	10	2	20
3 能力・実施体制・経験に関する評価		-	-	40

実施体制(従事スタッフの構成・人数等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている</li> <li>言語の違いなど海外企業向けの支援に必要な人材等の配慮がなされている</li> <li>契約期間中、継続して事業を実施するための組織及び体制が整っている</li> <li>近未来技術等において専門的な知識を活用し、先進的事案の事業化に向けた取組みや社会実装に繋がるような助言を行うノウハウを有している</li> <li>スタートアップや新たな技術等についての知識を十分に保有している</li> </ul>	10	2	20
類似業務の受託実績	過去に類似業務の実績があり、その事業内容や事業手法が本業務の実施に繋がると評価できる	10	1	10
スケジュール	事業の実施について、実現可能なスケジュールが具体的に記述されている	10	1	10
小計		-	-	150

評価項目(加算項目)		評点	倍率	配点
企業としての取組に関する視点				
①ワークライフバランスに関する取組	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)</p> <p>次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている</p> <p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている</p>	1	1	1
②障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)	1	1	1
③健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証	1	1	1
④地域貢献活動に関する取組	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。	1	1	1
⑤脱炭素化に関する取組	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。	1	1	1
市内の中小企業であること	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業	1	5	5
小計		-	-	13
合計		-	-	163

## 評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点：優れている、8点：やや優れている、6点：普通、4点：やや劣る、2点：劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。